



大栄カントリー倶楽部会則

第一章 総 則

第1条 (目的)

一般社団法人大栄カントリー倶楽部（以下、倶楽部という）並びに株式会社大栄カントリー（以下、会社という）は、会社が所有経営する千葉県成田市横山638番地所在のゴルフ場及びその施設（以下、ゴルフ場施設という）を優先的に利用する権利を有する者（以下、会員という）及び第4条に定める利用登録者が、ゴルフ場施設を健全なる社交場施設として利用することにより、その健康の増進及びゴルフ技術の向上並びに会員相互の親睦を図ることを目的として、本会則を制定する。

第2条 (会社及び倶楽部との関係)

1. 会員は、会員たる資格を取得すると同時に自動的に倶楽部に入社して社員となり、会員の資格は倶楽部の社員たる資格と一体をなす。
但し、平成15年6月20日までに、会員資格を有するが倶楽部を退社することを選択した者はこの限りではない。
2. 会員資格を喪失した者は自動的に倶楽部を退社し、倶楽部を退社した者は自動的に会員資格を喪失する。

第二章 会員

第3条 (会員の種類)

1. 会員の種類は次の通りとする。
 - ①個人正会員 所定の入会手続により入会した個人。
 - ②法人正会員 所定の入会手続により入会した法人。
 - ③個人平日会員 所定の入会手続により入会した個人。
 - ④法人平日会員 所定の入会手続により入会した法人。
2. 会社は、倶楽部理事会の承認を得て、会社或いは倶楽部に対して特に功労があった者を特別会員として、又は会社或いは倶楽部の栄誉を高める者を名誉会員として、処遇することができる。
但し、特別会員及び名誉会員の資格は一身専属とし、且つ、倶楽部社員たる地位を有しない。

第4条 (利用登録者)

1. 法人会員は、会社及び倶楽部に届出て、当該法人の役職員を利用登録者として登録できるものとする。
2. 個人会員は、会員権分割等により利用登録者制度を認められた者を除き、利用登録者としての登録はできない。
3. 利用登録者は、本会則に定めるところに従い、会員と同等の権利を有し義務を負う。
4. 利用登録者は倶楽部社員の資格を有しない。

第5条 (会員及びその利用登録者の権利)

1. 個人正会員、法人正会員及びその利用登録者は会社が定めた休業日を除く営業日の営業時間内に優先的にゴルフ場施設を利用することができる。
2. 個人平日会員、法人平日会員及びその利用登録者は土曜日、日曜日、祝祭日及び会社が定めた休業日、指定日を除く営業日の営業時間内に優先的にゴルフ場施設を利用することができる。
3. 会社は、競技会その他倶楽部の発展に必要と認めた場合、倶楽部理事会の意見を聴いた上で、前2項の会員の利用を制限することができる。
4. 会員及びその利用登録者は、前1、2項に定める他、次の権利を有する。
 - ①倶楽部主催の競技会その他の諸行事に参加すること。
 - ②倶楽部の公式ハンディキャップの査定を受けること。
 - ③会社及び倶楽部が刊行する機関紙その他の資料の配付を受けること。
 - ④その他本会則において別に定める権利。

第6条 (会員及びその利用登録者の義務)

- 会員及びその利用登録者は次の各号の義務（但し、利用登録者については下記①を除く）を負う。
- ①会社及び倶楽部の年会費並びに倶楽部理事会が別に必要と決議した諸経費を支払うこと。但し、年会費の金額及び納入方法は別に定める。
 - ②所定の利用料金を会社に支払うこと。
 - ③本会則その他の会社及び倶楽部の諸規則を遵守すること。
 - ④会社及び倶楽部が決議した事項を遵守すること。
 - ⑤会員及びその利用登録者名義を他に貸与したり、他人に自己の名義を詐称させたりしないこと。
 - ⑥会社及び倶楽部の秩序を乱し、若しくは名誉・信用・品位を傷つける行為をしないこと。

第7条 (会員数)

会員数は、倶楽部理事会の承認を受け、会社が決定する。会社は、この会員数の範囲内で新規会員募集を行うことができるものとする。

第8条 (会員・社員名簿)

会社は、会員（利用登録者を含む）名簿を、倶楽部は社員名簿を各々作成し、これを会社に備え置くものとする。

第三章 会員契約

第9条 (入会手続)

1. 会員及び利用登録者たる資格を取得しようとする者は、別に定める書類を会社に提出し、会社及び倶楽部理事会の審査を受けなければならない。
2. 入会希望者が会社及び倶楽部理事会の承認を得た場合は入会資格取得者となり、会社に対して本会則の定める金員を支払うことにより会員となるとともに、倶楽部に入社して社員となる。
法人会員の場合、利用登録者は会員の入会・入社と同時にその利用登録者としての地位を取得する。
3. 法人会員が利用登録者を変更する場合、利用登録希望者が会社及び倶楽部理事会の承認を得た時点で同人は

- 利用登録資格取得者となり、会社に対して本会則の定める金員を支払うことにより利用登録者の地位を取得する。
4. 入会に際し、暴力団排除条例に基づきその団体、及び関係者の入会は一切認めないものとする。
また、本件に関する誓約書を入会時に提出し、後日、その事実と違反した会員については、本会則22条により、権利の停止、退会の勧告、除名等の処分ができる。
5. 不承認のときはその旨を通知するが、理由については、いかなる場合も告知をしないものとする。

第10条 (入会金)

1. 入会資格取得者は、会社に対して入会金を支払わねばならない。
2. 入会金は、いかなる場合にもこれを返還しない。
3. 入会金は、倶楽部理事会の承認を得て会社が定める。

第11条 (入会保証金)

1. 入会資格取得者は、会社に対して入会保証金を支払わねばならない。
但し、名義書換による入会資格取得者は、譲渡人の入会保証金を承継する。
2. 入会保証金は、会社が預かり保管運用する。
3. 入会保証金は、新規会員募集の場合は預託の日から、名義書換の場合は、名義書換手続完了の日から10年間据置き預かるものとし（但し、返還条件は第13条に定める）、利息は付かない。
但し、平成15年6月20日以前に発行した預託証書の据置期間は平成25年3月31日とする。

第12条 (入会保証金預託証書)

会員募集に応じた入会資格取得者が入会金及び入会保証金を会社に支払って会員となった場合、及び名義書換において譲渡人が第15条第2項記載の債務全額を支払い、且つ、入会資格取得者が入会金を会社に支払って会員となった場合は、会社は速やかに当該会員名義の預託証書を交付する。

第13条 (入会保証金の返還)

1. 会社は、平成25年4月1日以降、毎年4月1日から9月末までの間（以下、退会受付期間という）、当年9月末までに措置期間が経過する入会保証金について退会申込を受付ける（以下、退会申込を行った会員を退会申込者という）。
2. 会社は、退会申込者に対し、毎年当年3月31日期の決算（前年度決算）における減価償却前経常利益の50%に相当する金額（以下、返還原資という）を限度として返還する。
なお、返還原資が1000万円に満たないときは、これを1000万円とする。
3. 退会受付期間における退会申込者の入会保証金合計額が返還原資を超えた場合は、倶楽部理事会が定める方法により抽選し、会社は当選した入会保証金を当該受付年の11月30日（但し、同日が金融機関の休業日のときはその直後の営業日）に返還する。
この場合、退会申込者は返還を受けた時点で当然に会員資格を喪失する。
なお、当選しなかった入会保証金に係る退会申込は、当選しないことが確定したときに当然に効力を失う。
4. 会社が入会保証金を返還する場合、会員が会社及び倶楽部に対して滞納年会費、滞納利用料金等の債務を負っているときは、会社は倶楽部に係る債務を含めて返還時においてその対等額で相殺できるものとし、会社は会員の債務全額を控除した残金を支払うことをもって足りるものとする。

第14条 (会員契約の解除等)

1. 新規会員募集に応じた入会承認者は、会員契約の締結に係わる書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面により解除を行うことができるものとする。
2. 会社は、前項に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求しないものとする。

第15条 (会員権の譲渡)

1. 会員権は、所定の手続により会社及び倶楽部理事会の承認を受けたうえで譲渡することができる（但し、特別会員及び名誉会員を除く）。
2. 会社及び倶楽部理事会による会員権譲渡承認の条件として、譲渡人は会社及び倶楽部に対して負っている滞納年会費、滞納利用料金等の債務を支払わなければならない。
3. 会社及び倶楽部理事会が譲渡を承認しない旨を決定したときは、譲渡人の請求により、会社は倶楽部理事会の承認を得て譲受人を指定することができる。
4. 会社は前2項、第9条乃至第11条の支払いを受けたときは、会員権譲受人である会員のために、遅滞無く名義書換の手続をしなければならない。
5. 譲受人は名義書換手続が完了するまでは、会社に対し譲渡を対抗することができない。
6. 譲受人は譲渡人の権利義務をすべて承継する。

第16条 (譲渡禁止)

前条の規定に拘わらず、会社は倶楽部理事会の承認を受けて、必要な期間は会員権譲渡を禁止することができる。

第17条 (会員資格の承継)

1. 個人会員が死亡し、相続人が会社に対し預託証書を添えて会員資格承継の申し出をしたときは、会社は特別の理由が無い限り倶楽部理事会の承認を得てこれを承認するものとする。相続人は相続開始のときに会員になったものとみなし、相続人たる会員は死亡した会員の権利義務を承継する。
但し、承継人は会社に対して別に定める入会金を支払わなければならない。
2. 前項の場合、死亡した会員の相続人が数人であるときは、遺産分割協議書をもって選任された相続人1名に限り、前項の規定を適用する。
3. 前1項の申出は相続開始後1年以内に行わなければならない。
4. 相続人が前1項の承継申出を行わなかった場合、相続人は、第15条に定めるところにより、被相続人が有していた会員権を第三者に譲渡することができる。この場合、相続人は会社に入会金を支払う必要はないものとする。
5. 前項の譲渡は相続開始後1年以内に行わなければならない。
6. 前1項の承継、前4項の譲渡が為されない場合、又は相続人においてこれらを行わない旨を会社に申し出た場合は、被相続人が死亡したときに会員資格を失ったものとし、その相続人は民法の規定によって入会保証金返還請求権及び死亡時における年会費等の会社に対する債務のみを相続し、かつ措置期間経過後に預託証書と